

本計画の策定について

■ 計画の位置付け

昭和49年10月制定の山梨県環境緑化条例に基づく計画

■ 計画策定の趣旨

本計画は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、緑の豊かな生活環境をつくるのが極めて重要であることにかんがみ、環境緑化を推進するため、緑化の目標や施策の方向等を明らかにするもの

■ 計画の期間

令和6年度～令和15年度（10年間）

本計画の基本方針

- 本県は全国有数の森林県であり、森林の有する多面的機能が県民の生活・安全な暮らしを支えている。
- また、都市地域においても四季折々の季節感あふれる樹木は、地域の自然環境と調和して、県民に安らぎや潤いのある暮らしを提供している。
- 樹木を主体とした緑地は、地球温暖化の防止や生物多様性の保全上、極めて重要であるとされていることから、居住地とその周辺にある農地や森林も包括して、**高木の樹木を中心とする緑地を確保**することが重要である。

▶▶▶ 従来の取り組みに加え**樹木を主体とした緑化の推進**

本計画における重点項目

- ① SDGsやカーボンニュートラル、GXへの貢献
- ② グリーンインフラの推進
- ③ ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けた生態系の保全・再生

主な指標

(%)	目標R5	実績R4	達成率	目標R15
甲府都市計画区域における樹木緑被率5%以上割合	83	78	94	100

他の指標に加え、新たに**公共施設における緑化に関する指標**を設定予定

重点項目に対応した主な施策

緑をつくる

快適な生活環境のための森づくり 【重点①,②】

- ・ 地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取り組みを推進
- ・ 公共施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進

自然環境や生物多様性に配慮した森づくり 【重点③】

- ・ 野生生物の移動経路や生息場所の確保に配慮した森林の保全・整備
- ・ 自然環境に配慮した工法の導入等により、自然と調和した治山技術の向上

緑をいかす

地域の特性を活かした森の活用 【重点①,②】

- ・ 山岳景観、農山村資源を生かし、都市農村交流や二拠点居住を促進
- ・ 林地残材を利活用し、木質バイオマスの利用を促進

多様なニーズに対応した森の活用 【重点②,③】

- ・ 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林プログラムの充実
- ・ 森林公園などを、クールシェアスポットとして利用を促進

緑をまもる

地域の景観や文化・歴史と調和した森の保全 【重点①,②】

- ・ 歴史上又は学術上価値の高い巨樹・名木の保護
- ・ 人々に親しまれる美しい森林景観の形成と保全の推進

人と自然の共生のための森の保全 【重点③】

- ・ 自然公園、保全地区及び自然記念物について開発行為等の規制による保全
- ・ 県民、事業者等との連携のもと、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進

緑をまなぶ

森にふれあう意識の醸成と機会の提供 【重点①,③】

- ・ 各種イベントを開催し、緑化推進に関する普及啓発を強化
- ・ 森林体験や木育活動を通じて緑化への理解促進及び豊かな感性を持った人づくり

緑化に関わる多様な主体の連携 【重点①,②,③】

- ・ 行政、関係団体、企業等が連携して行う環境緑化活動への参加機会の提供への支援
- ・ 教育関係機関と連携し、環境緑化に必要な知識の普及・体験活動の充実